

障害者福祉施策に関する国への要望行動について

1 国の予算編成に対する要請について【川崎市単独での要望】

川崎市が行う「国の予算編成に対する重点要請」において、「障害者制度改革に係る財政措置等について」として、以下の事項について要請を行っている。

	平成 28 年度予算編成	平成 29～平成 31 年度予算編成
1	地域生活支援事業について、その必要な経費について、十分な財政措置を講ずること	地域生活支援事業について、その必要な経費について、十分な財政措置を講ずること
2	就労希望者数の増加を踏まえ、障害者就業・生活支援センターの設置・運営費について、地域の実情に応じた財政措置を講ずること	就労希望者数の増加を踏まえ、障害者就業・生活支援センターの設置・運営費について十分な財政措置を講ずること
3		障害者総合支援法に基づく生活介護サービス等の報酬について、現状を踏まえ、適切な単価を設定すること

2 障害者福祉施策に関する要望について【二十一大都市による要望】

政令指定都市（20 市）及び東京都を構成団体とする「二十一大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議」にて、厚生労働省への要望を行っている。

平成 29 年度は「食事提供体制加算の継続について」（別添参照）を含む 83 項目についての要望を行った。

9 報酬単価

42 食事提供体制加算の継続について

食事提供体制加算は、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び児童発達支援において、低所得の利用者の食費負担が原材料費相当のみとなるよう設けられているものである。

この加算については、平成18年度に平成21年3月31日までの時限措置として創設され、その後においても、3年ごとの障害福祉サービス等報酬改定の度に、当該加算の取得実態等を踏まえて適用期限が3年間延長されてきており、加算メニューとして定着しているという実態がある。

平成27年度の報酬改定においては、経過措置が3年間延長されるとともに、食事の提供に要する費用（人件費）の実態を踏まえ、加算の単位の見直しも行われたところである。

については、食事提供体制加算が、国の制度として今後とも継続して実施されるよう、また、利用者や事業者の実態に見合う必要な単位数が設定されるよう要望する。